

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく第一次実施計画(案)説明会 質疑応答

■日 時：令和8年4月27日(月) 19:00～20:30

■場 所：本庁3階305会議室

■参加人数：11人

Q1. 後期計画では、幼保連携型認定こども園で3園以内を目指すという方針になっていましたが、なぜ公私連携型に変わったのでしょうか。

A1. 後期計画の幼保連携型認定こども園という方向性自体は変わっておりません。運営形態については、民営でありながら公営の教育・保育を一定担保できる公私連携型としたものです。

Q2. 公立保育施設の大事さというのはお金に代えがたいものがあると考えています。老朽化は建てたときに見通しがつくものではないのでしょうか。

A2. 老朽化対策については、財政的な制約もあり、計画的な修繕が難しい部分もありました。公立保育施設の役割や培ってきたものが重要であることは認識しているところですが、民間保育施設も法人ごとに理念を持って工夫を重ねながら良い環境を作られておりますので、公立・民間それぞれの良さを考慮して、保護者が選べる環境を整えることが大事であると考えています。

Q3. 民営で市が介入するというのは具体的に市が決まりを作るのでしょうか。それとも民間の運営に合わせて介入していくのでしょうか。

A3. 一般的には公募により選定された法人と協定を結ぶことにより、提供すべき教育・保育の内容について一定の担保を行うことが可能となります。運営開始後も、三者協議などのかたちで継続的に協議の場を持ちながら、認定こども園の運営を行っていく必要があると考えています。

Q 4. こどもの最善の利益、質の高い教育・保育の追及ということは、法令で明文化されており、他市の計画でもはっきりと書かれていますが、実施計画（案）ではなぜ記載していないのでしょうか。

A 4. 「こどもの最善の利益、質の高い教育・保育の追求」は前提であることから、記載をしませんでした。

Q 5. どれくらいの期間で新しい施設を整備したいと考えているのでしょうか。

A 5. これから示される複合施設全体の整備スケジュールに大きく左右され、さらに土壌や地盤、文化財埋蔵物などの調査が入るため見通しがつきにくい状況です。ただ、この4月に入所した0歳児のお子さんには影響のないスケジュールになると見込んでいます。

Q 6. 公私連携型認定こども園というのは予算上決まってしまったことなのでしょうか。

A 6. 決定ではありませんが、検討を重ねた結果、公民両方の良いところを取れるかたちということで、公私連携型の方向性を出しました。今後、説明会やパブリックコメントでいただいたご意見を適宜反映し、策定に進む考えです。

Q 7. なぜ市はこども園を推進するのでしょうか。

A 7. 藤井寺市にとって適正な施設数を見極め、持続可能なかたちで施設を整備していく必要があると考え、こども園に再編することとしています。

Q 8. 国の動きとして、こども施策に対してこどもの意見、こどもを養育するものの意見を反映させることが義務化されましたが、今回の実施計画（案）を作るときに、こどもを養育する方々の声をどのように反映したのでしょうか。

A 8. 子ども・子育て会議の場で委員から意見をいただきました。また、今回の説明会もそのひとつです。

Q 9. 定員150人の認定こども園は規模が大きいと思いますが、それはこどもにとって良いことなのでしょうか。

A 9. 150人というのは比較のための仮置きの数値であり、令和7年度時点の3園の在籍人数の合計です。面積基準から延床面積を出して概算した整備費等を公立・民間で比較するための材料にしたものですので、これで決定というわけではありません。

Q10. この計画を実行するにあたり、市民病院は解体する以外に方法はないのでしょうか。

A10. 当初は既存の建物を残して使用することも検討しておりましたが、四期棟以外の棟については老朽化が進んでいます。四期棟のみを残す案についても検討しましたが、階段やエレベーターがなく、新設には数億円の費用が見込まれること、また敷地の中央に位置していることから、有効活用が難しい状況です。こうした理由から、解体することでより長く、市民ニーズに応えられる施設を整備できると判断し、解体するという結論に至りました。

Q11. 法人の選定基準や選定方法が公表されていない段階でのパブリックコメントでは意見の出しようがないのではないのでしょうか。また、支援が必要なこどもについて、道明寺こども園の重要事項説明書には「受け入れが困難な場合もある」と記載があり、民間に受け入れを求めることはできないのではないのでしょうか。

A11. 法人の選定基準や協定書の内容はまだ具体的に決まっておらず、今後、公募条件の整理や現場の意見を踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。

また、ご指摘の重要事項説明書の記載については、配慮が必要な子、医療的ケアが必要な子など、様々な状況のお子さんの中で、公立園でも施設ごとに環境が異なることから、安全に受け入れるために必要なものであると考えています。

Q12. 実施計画（案）の21ページのスケジュールについて、病院跡地の進捗によっては前倒しになる可能性もあるとの記載がありますが、実際にそのような可能性はあるのでしょうか。

A12. 現状では、後ろ倒しになる要因の方が多いと考えています。ただし、できる限り早く進めたいとは考えておりますので、補助金の制度や要件に変更があれば前倒しになる可能性もあります。

Q13. 公私連携型になった場合、民間の先生になると思いますが、公立の先生の処遇はどうなるのでしょうか。

A13. 民間園になったとしても、公立の先生は配置換えによって、引き続き公立園で保育に携わってもらえるように考えています。

Q14. 今年度から誰でも通園制度は実施するのでしょうか。

A14. 本市では、公立1園、民間3園の4施設で実施します。公立はすでに稼働しており、面談・申し込みも始まっています。民間保育施設の実施状況については事業者ごとに異なります。